

【住所の書き方】

この婚姻届の前に住所を変更しているとき、または婚姻届と同時に住所変更の手続きをするときは、変更後の住所及び世帯主を記入し、裏面4の要領で住所の異動届等の手続きをしてください。

婚姻届

平成 18 年 2 月 1 日届出

葛飾区 長 殿

(区市町村処理欄)

(1)	(よみかた)	夫になる人		妻になる人	
	氏名	こうの 甲野	たろう 太郎	おつの 乙野	かずこ 和子
(2)	生年月日	大正・昭和 平成・西暦 48年10月1日		大正・昭和 平成・西暦 51年11月2日	
	住所	東京都葛飾区新小岩2丁目 20番7号		東京都葛飾区立石4丁目 15番5号	
(3)	本籍	東京都葛飾区新小岩2丁目		京都府京都市上京区小山初音寺	
	父母の氏名 父母との続き柄	父 甲野幸雄	続き柄	父 乙野一朗	続き柄
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 東京都葛飾区新小岩2丁目20番地			
	同居を始めたとき	昭和・平成 18年1月			
(5)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (昭和・平成)		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (昭和・平成)	
	同居を始める前の夫婦それぞれの世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約雇用は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約雇用は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(6)	夫婦の職業	夫の職業		妻の職業	
	その他	夫及び妻になる人が自署のうえ押印してください			
(7)	届出押印	夫 甲野太郎 (甲野印)		妻 乙野和子 (乙野印)	

② 届書には、あてはまるものに、のようにはるしをつけてください。黒インクまたは黒ボールペン等消しゴムで消えない筆記具を使用してください。

署押名印	証人	内野次郎 (内野印)	三木三郎 (三木印)
	生年月日	大正・昭和 西暦 14年10月1日	大正・昭和 西暦 10年12月2日
住所	住所	東京都葛飾区堀切7丁目 40番3号	東京都葛飾区東水元1丁目 4番17号
	本籍	東京都葛飾区宝町1丁目 457番地	東京都葛飾区東水元1丁目 200番地

【新しい戸籍をつくる場合の本籍の定め方】

- たとえば、住所が東京都葛飾区新小岩2丁目20番7号のとき
- ①土地の地番号で定めるとき……『東京都葛飾区新小岩2丁目1230番地』と土地の地番を記入してください。
- ②住所の街区番号で定めるとき…『東京都葛飾区新小岩2丁目20番』と住所の“番”（街区番号）まで記入してください。
- 【注：住所の末尾“7号”は家屋番号につき使用できません】

母の氏は父母が離婚しているときのみ記入してください。

